



控 訴 状

令和5年8月14日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 川 村 真 文



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額

金 20万円

ちょう用印紙額

金3000円

上記当事者間の大阪地方裁判所令和3年（ワ）第11934号損害賠償請求事件について、同裁判所が令和5年7月31日に言渡した判決は不服であり、一部控訴（各控訴人につき10万円と遅延損害金の請求の範囲での控訴）を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 被控訴人は、控訴人ら各自に対し、それぞれ10万円及びこれに対する令和4年1月19日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする
との判決を求める。

控 訴 の 理 由

おって、控訴理由書を提出する。

添 付 書 類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 2 通 |
| 2 全部事項証明書 | 1 通 |